

商品概要説明書ーりそな譲渡性預金ー

2012年8月1日 現在

項目	内容
1. 商品名	りそな譲渡性預金
2. ご利用者	どなたでもご利用いただけます。
3. 期間	1日以上2年以内の期日指定方式
4. 預入方法	現金または他の預金口座からの振替で随時お預入れいただけます。(証券類による受入はできません)
預入単位	5,000万円以上1,000万円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 元金は満期日以後、利息とともにお支払いいたします。(満期日以後に証書記載のお取引店で解約のお手続きをしていただきます) 満期日までは解約できません。
6. 利息	
適用利率	店頭までお尋ねください。
利息計算方法	預入日から満期日の前日までの日数について1年を365日として日割で計算します。(片端入れ計算) <付利単位>1,000万円
中間利払	期間が2年のものは、預入日から1年後に、お預け入れ利率で計算した利息をお支払いします。 ・利息運用、指定口座入金のお取扱いはできません。
期日後利息	満期日以後は利息をお付けしません。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ●法人のお客さま：総合課税 ●個人のお客さま：20%の源泉分離課税(所得税15%、住民税5%) ※2013年1月1日以降に支払われるお利息には計算期間等に関わらず、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)の源泉分離課税が適用されます。
8. 手数料	ございません。
9. 譲渡時の取扱	この預金は利息(未払いの中間利息を含む)とともに譲渡することができます。 ・その元金の一部、中間利息のみを譲渡することはできません。 ・譲渡通知書および証書の提出が必要です。
利息の支払	この預金の利息は最終の譲受人にお支払いします。 ただし、中間払利息は、支払請求時の譲受人にお支払いします。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡する場合は、お客さまご自身で、市場での譲渡が必要となります。 譲渡の際、別途費用が生じます。 譲渡した場合、市場金利の変動等により、お受取りになる金額が当初お預入れいただいた金額を下回る可能性があります。
10. 当社が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ●譲渡性預金は預金保険制度の対象外商品です。 ●発行銀行による買取はできません。 ●この預金は「譲渡性預金規定」によりお取扱いいたします。本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。

埼玉りそな銀行